

第4回 養父市国家戦略特区 区域会議資料

資料7

養父市 中山間農業改革特区

平成27年10月14日
養父市長 広瀬 栄

追加すべき新たな規制改革事項について①

農業生産法人の出資・事業要件緩和

- ◇ 農業者以外の議決権（出資比率）を1/2以上にする。
- ◇ 農業以外の売上高が1/2以上でも認める。

担保措置

企業所有により、農地が耕作放棄地・産廃置場にならないよう、市独自に農地の適正管理に係る条例を9月議会に提出・成立（全国初）。

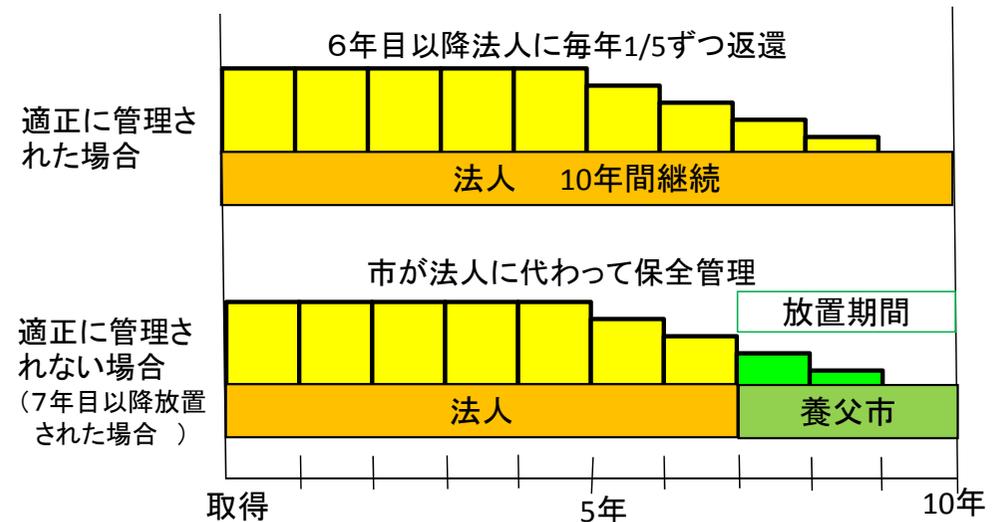
農業者以外の出資比率が上がることで・・・

- ✓ 企業等の農業への参入を促進。農業が持続的なものとなり、**経営拡大**が図られる。
- ✓ 農業者にとっても**負担軽減**となり、**事業チャンス**が多く得られる。

条例の概要（平成27年9月30日成立）

- ① 要件緩和の対象となった法人が農地を取得する際に市が10aあたり15万円の積立金（3万円/10a×5年分）を徴収し、法人が所有する農地に保全の必要が生じた際の原資とする。
- ② 市は、法人が所有する農地を適正に保全管理しない場合は、必要な保全措置を講じるよう指導する。
- ③ 法人が保全措置を講じない場合は、市が積立金を活用して保全管理するとともに、当該所有権の譲渡しのあっせんに努める。

【積立金の管理】



追加すべき新たな規制改革事項について②

「自家用車ライドシェア」(自家用有償旅客運送)の拡大

◇ 自家用有償旅客運送の運送ルール等を「国家戦略特別区域会議」が決定

【現行ルールと特区の比較】

	現 行		特 区
合意形成	運営協議会 (地域交通協議会)	→	区域会議
運送区域	交通空白地帯	→	地域住民のニーズを踏まえ、 区域会議が決定したエリア
実施主体	NPO法人等	→	公平・公正な方法(入札等)に より、区域会議が決定した法人

- ・ 「区域会議」を導入することで、利用者目線の運送ルール等を決定し、自家用ライドシェアの拡大を図る。
- ・ 日常の買い物や通院等に悩みを抱える地域住民(交通弱者)に対し、従来の公共交通機関(バス、タクシー等)に加え、自家用車という新たな選択肢を設けることで、地域交通の利便性や効率性の向上が図られる。